

改正リース基準の反映について

- 2024年9月に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」、企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、「改正リース基準」という。）が公表された。

■ 主な改正内容

① リース基準の適用範囲の拡大（リース基準第6項）

リースを「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部分」と定義。

② 借手の会計処理における使用権モデルの採用（リース基準第33～35項）

オペレーティング・リースを含むすべてのリース取引について使用権資産とリース負債を計上する単一の会計処理モデルを採用。

③ その他の改正内容

・リース期間の見積り（リース基準第31項）

解約不能期間に延長・解約オプションを加えて決定。

・使用権資産及びリース負債の計上額（リース基準第33項）

リース資産は従来、リース料総額の割引現在価値と貸手の購入対価又は借手の見積現金購入価額のいずれか低い額により算定していた。使用権資産は借手のリース料の現在価値を基礎として算定。

・リース負債（契約変更を伴う場合、伴わない場合）（リース基準第40項～第42項）

リース期間、リース料に変更がある場合はリース債務の計上額の見直しを行う。

・差入敷金（適用指針第34項）

将来返還されないことが契約上定められている差入敷金の金額を使用権資産の取得価額に含める。

・借地権の設定に係る権利金等（適用指針第27項）

借地権の設定に係る権利金は使用権資産の取得価額に含め償却。旧借地権、普通借地権は償却しないことも選択可。

・貸手のリース会計処理

ファイナンス・リースの収益認識においてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法の廃止等

改正リース基準の反映について

2. 独立行政法人会計基準における改正リース基準の反映と国立大学法人会計基準への影響

改正リース基準の公表を受け、令和7年9月に独立行政法人会計基準の改正（ただし令和11事業年度より適用、早期適用可）が行われたところ、国立大学法人会計基準についても、独立行政法人における議論を踏まえて、改正を検討する。

独立行政法人の改正事項

①改正リース基準の導入に伴う一般的な効果・影響

- 全てのリースを借手に対する金融の提供と捉え、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る金利費用を別個に認識する単一の会計処理モデルを導入する。

②独立行政法人等に固有の取引の取扱い

- 無償借受資産は、単一の会計処理モデルにおけるリースの定義に該当しないと考えられることから、リースの対象外とする。

③導入に伴う損益不均衡の拡大に対する手立て

- 損益不均衡の拡大への対応として、利息費用は定額法により費用配分することを原則とする。

改正リース基準の反映について

3. 国立大学法人会計基準に反映すべき独立行政法人会計基準の改正点

① 改正リース基準の導入に伴う一般的な効果・影響

■ 独立行政法人会計基準の改正

- 改正リース基準にのつり、全てのリースを借手に対する金融の提供と捉え、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る金利費用を別個に認識する単一の会計処理モデルを導入することで企業会計と同水準の情報開示が可能となる。
- 一方で、新たにリース取引として認識する対象の増加に伴う処理件数の増加、使用権モデルの採用に伴う会計処理の複雑化により事務負担の増加が想定される。この点、短期リース、少額リースに関する簡便な取扱い（従前の賃貸借処理に準じた会計処理）は改正リース基準でも踏襲され、業務量に係る一定の配慮は維持されているため、実務上過大な負担とは言えない。
- 以上より、独立行政法人会計基準は、改正リース基準を導入する改正を実施している。

■ 国立大学法人会計基準の対応

国立大学法人等においても、独立行政法人等と同様に改正リース基準を導入することにより事務負担の増加が想定されるものの、業務量に係る一定の配慮は維持され過大な負担とは言えないため、企業会計と同水準の情報開示が可能となる点を重視し、独立行政法人会計基準同様の改正を実施することが適当であると考へる。

改正リース基準の反映について

② 独立行政法人等に固有の取引の取扱い

■ 独立行政法人会計基準の改正

- 独立行政法人等に固有の取引として、国・自治体などから無償、減額された使用料で物件を借受けている取引があるが、改正リース基準にはこの点、明確な基準が存在しない。
- この点、独立行政法人会計基準では、無償で借り受けている資産は、改正リース基準のリースの定義に該当しないとして、リース取引の対象外としている。なお、減額された使用料で物件を借り受けている取引については、リース取引の定義に該当するため、リース取引の対象とする改正を実施している。

■ 国立大学法人会計基準の対応

- 国立大学法人等においても独立行政法人等と同様に、無償、減額された使用料で物件を借受けている取引が存在する。適用するリース取引の定義も同様であるため、無償、減額された使用料で物件を借受けている取引については、独立行政法人会計基準同様の改正を実施することが適当であると考える。

改正リース基準の反映について

③ 導入に伴う損益不均衡の拡大

■独立行政法人会計基準の改正

- 使用権資産及びリース債務を計上する場合、費用として減価償却費と利息費用の合計額が、収益としてリース料の支払額が計上される。
- 現行の独立行政法人会計基準においては、利息費用は原則利息法により配分するとされているため、契約期間の前半はリース債務の金額が大きく費用（減価償却費と利息費用の合計額）が収益（リース料の支払い額）を上回り、契約期間の後半は費用が収益を下回る（損益不均衡）。
- 改正前の独法会計基準においては、この点への対応として、ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記することとされていた。
- 改正リース基準の下では、新たにリース取引として認識する対象が増加し、損益に与える影響額の増加（損益不均衡の拡大）が見込まれる。この点、損益均衡を前提とする独立行政法人会計では利息費用の配分方法（原則的手法）を利息法から定額法に変更し、損益均衡を図る改正を実施している。

■国立大学法人会計基準の対応

国立大学法人会計基準は、資産見返制度の廃止（令和4年2月10日改正）により原則として損益は均衡しないため、独立行政法人会計基準のように損益均衡への特別の配慮は不要と考える。

従って、国立大学法人会計基準では、利息費用の配分方法（原則的手法）を企業会計と同様に利息法とする改正が適当であると考える。

改正リース基準の反映について

4. 改正リース基準の反映に係る方向性

以上の検討により、独立行政法人会計基準の改正のうち、損益均衡を維持するための改正（下表③）を除き、国立大学法人会計基準も改正することとしたい。また適用時期については、独立行政法人会計基準に合わせ、令和11事業年度から適用することを原則とし、より早期に適用することも認めることとしたい。

独立行政法人会計基準の改正事項

国立大学法人会計基準への影響と対応案

① 改正リース基準の導入に伴う一般的な効果・影響
➤ すべてのリース取引について、使用権資産及びリース負債を計上することとする。

影響	独立行政法人等と同様に一定の事務負担増加が想定されるが、企業会計と同水準の情報開示をすることができるようになる。
対応案	独立行政法人会計基準と同様の改正を行う。

② 独立行政法人等に固有の取引の取扱い(借手リース・貸手リース)
➤ 国、自治体等から無償で物件を借受けている取引及び、独法が無償で物件を貸し付けている取引をリース基準適用の対象外とする。

影響	独立行政法人等と同様の取引を実施しているため、同様の取り扱いとすべきである。
対応案	独立行政法人会計基準と同様の改正を行う。

③ 導入に伴う損益不均衡の拡大(借手リース)
➤ 損益不均衡の拡大への対応として、利息費用の配分方法を定額法に変更する。

影響	資産見返制度を廃止している国立大学法人会計基準では原則として損益均衡は保たれていない。したがって、損益均衡を維持するための改正は不要である。
対応案	<u>独立行政法人会計基準と同様の改正はせず、企業会計の原則的な処理をもって改正する。</u>